

食品安全委員会の運営について（令和元年7月～令和元年9月）

1. 食品安全委員会の開催

7月：第748回～第751回（4回）

（1）食品健康影響評価の要請案件（4品目）

遺伝子組換え食品等（3品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン</li> <li>・SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミン</li> <li>・K12 KCCM11252P株及びK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニン</li> </ul>
特定保健用食品（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピルクル400</li> </ul>

（2）食品健康影響評価の結果通知案件（14品目）

農薬（6品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメトクトラジン <u>ADIを2.7mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u></li> <li>・ジエトフェンカルブ <u>ADIを0.42 mg/kg 体重/日、ARfDを2 mg/kg 体重と設定。</u></li> <li>・ピカルブトラゾクス <u>ADIを0.023 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u></li> <li>・ベンチアバリカルブイソプロピル <u>ADIを0.069 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u></li> <li>・ペンチオピラド <u>ADIを0.081 mg/kg 体重/日、ARfDを1.2 mg/kg 体重と設定。</u></li> <li>・メチルテトラプロール <u>ADIを2.5 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u></li> </ul>
動物用医薬品（3品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キシラジン <u>動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、ADIを特定する必要はないと判断。</u></li> <li>・ジエチルスチルベストロール <u>ADIを設定することは適当ではない。</u></li> <li>・フロルフェニコール <u>ADIを0.01 mg/kg 体重/日と設定。</u></li> </ul>

<p>遺伝子組換え食品等（4品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• BML780PULm104株を利用して生産されたプルラナーゼ  <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</u></li> <li>• JPAo002株を利用して生産されたフィターゼ  <u>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断。</u></li> <li>• GLU-No. 10株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム  <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断。</u></li> <li>• SKG株を利用して生産されたL-セリン  <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断。</u></li> </ul>
<p>飼料添加物（1品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>Aspergillus niger LU17257株が産生する6-フィターゼを原体とする飼料添加物</u>  <u>飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と判断。</u></li> </ul>

(3) その他

- 令和元年度食品健康影響評価技術研究の3次公募における採択課題及び令和元年度食品安全確保総合調査追加課題を決定。

8月：第752回～第754回（3回）

（1）食品健康影響評価の要請案件（2案件、3品目）

添加物（1案件）	・食品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の改正に関する事項について
農薬（2品目）	・オキサチアピプロリン ・シクラニリプロール
農薬及び添加物（1品目）	・アゾキシストロビン
化学物質・汚染物質（1案件）	・水道により供給される水の水質基準の改正について（六価クロム化合物）

（2）食品健康影響評価の結果通知案件（2案件、6品目）

添加物（1案件）	・食品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の改正に関する事項について <u>食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u>
農薬（4品目）	・ピリプロキシフェン <u>ADIを0.1 mg/kg体重/日、ARfDを3 mg/kg 体重と設定。</u>  ・イソフェタミド <u>ADIを0.053 mg/kg 体重/日、ARfDを3 mg/kg 体重と設定。</u>  ・ダゾメッド、メタム及びメチルイソチアシネート <u>グループADIを0.004 mg/kg 体重/日、ARfDを0.1 mg/kg 体重と設定。</u>  ・ピロキサスルホン <u>ADIを0.02 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u>
農薬及び動物用医薬品（1品目）	・オキシリニック酸 <u>ADIを0.021 mg/kg 体重/日、ARfDを0.06 mg/kg 体重と設定。</u>
化学物質・汚染物質（1案件）	・水道により供給される水の水質基準の改正について（六価クロム化合物） <u>既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、評価内容の改定は行わず、今回の諮問に係る経緯のみを評価書に盛り込むこととした。</u>
薬剤耐性菌（1品目）	・フロルフェニコールを有効成分とする丑の注射剤（フロルガン） <u>牛及び豚に対してフロルフェニコール製剤使用することによ</u>

	<p>り、フロルフェニコール及びこれと交差耐性が認められるクロラムフェニコールに対する薬剤耐性菌が選択される可能性は否定できないが、食品を介してヒトに伝播する可能性のある感染症に対してクロラムフェニコールは使用されないこと、クロラムフェニコール耐性菌が認められる家畜由来細菌によるヒトの感染症に対して第一選択薬であるフルオロキノロン系抗菌性物質等が使用されること等から、特定すべきハザードはないと判断した。したがって、フロルフェニコール製剤を牛及び豚に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と判断。</p>
--	---

(3) その他

- ・平成30年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果を決定。
- ・「食品の安全性確保のための研究・調査の推進の方向性について」の改正を決定。
- ・食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和2年度）を決定。
- ・食品安全モニターからの随時報告（平成30年4月～平成31年3月分）について報告。

9月：第755回～第758回（4回）

(1) 食品健康影響評価の要請案件（3案件、8品目）

添加物（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた「食品添加物等の規格基準」から添加物1品目（香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。))の製造基準を削除すること。</li> </ul>
農薬（4品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1、3-ジクロロプロペン</li> <li>・イマザピル</li> <li>・フェンプロパトリン</li> <li>・ベンタゾン</li> </ul>
農薬及び動物用医薬品（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シフルトリン</li> </ul>
動物用医薬品（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚コレラマーカークチンを接種した豚に由来する食品</li> </ul>
遺伝子組換え食品等（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタMON88701×MON88913系統</li> </ul>
飼料添加物（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジブチルヒドロキシトルエン</li> </ul>
その他（2案件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアラリア・ミリフィカ等4品目の指定成分等への指定について</li> <li>・指定成分等を含む食品の製造又は加工の基準の設定について</li> </ul>

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件等 (3 案件、4 品目)

<p>添加物 (1 案件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた「食品添加物等の規格基準」から添加物1品目(香辛料抽出物(チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。))の製造基準を削除すること <u>食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当。</u></li> </ul>
<p>動物用医薬品 (1 品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロルガン) <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と判断。</u></li> </ul>
<p>遺伝子組換え食品等 (3 品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(本則)による評価は必要ないと判断。</u></li> <li>ORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩 <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を準用して評価を行った結果、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来品と同等の安全性が確認されたと判断したため、「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断。</u></li> <li>JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼ <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</u></li> </ul>
<p>その他 (2 案件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プエラリア・ミリフィカ等4品目の指定成分等への指定について <u>食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u></li> <li>指定成分等を含有する食品の製造又は加工の基準の設定について <u>食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u></li> </ul>



## 2. 専門調査会等の運営（全24回）

専門調査会等名	開催回数	調査審議案件
添加物	1回	・添加物に関する食品健康影響評価指針
農薬	3回	・ジクワット ・ピリミジフェン ・ブロフラニリド ・ペンチオピラド ・メチルテトラプロール ・ピジフルメトフェン ・トルピラレート ・テブコナゾール
農薬	2回	・残留農薬に関する食品健康影響評価指針 ・カルボフラン ・カルボスルファン ・ベンフラカルブ
農薬	2回	・ピジフルメトフェン ・ベンズピリモキサソ
農薬	2回	・トルピラレート ・イプフルフェノキン
農薬	2回	・シフルフェナミド ・メフェントリフルコナゾール
動物用医薬品	1回	・酢酸トレンボロン
プリオン	1回	・フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓
遺伝子組換え食品等	3回	・ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y 9-7（食品・飼料） ・ORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩 ・LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン ・SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミン ・K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニン ・Rhodobacter sphaeroides 168株を利用して製造された香料バレンセン ・除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタMON88701×MON88913系統
新開発食品	2回	・ピルクル 400 ・ヘルシア サッと健膳 プレーン、ヘルシア サッと健膳 プレーン ボトル、ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味、ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル
肥料・飼料等	2回	・ナナフロシン ・ジブチルヒドロキシトルエン
薬剤耐性菌WG	1回	・家畜に使用するハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムに係る薬剤耐性菌 ・養殖水産動物に使用する抗菌性物質に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価の進め方について

評価技術企画WG	1回	・食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の更なる活用
アレルギーを含む食品WG	1回	・アレルギーを含む食品



### 3. 意見交換会の開催等

#### (1) 意見交換会 (全10回)

開催日	開催地	意見交換会名	共催団体	主な対象者
7/25	京都府	夏休み2019 宿題・自由研究大作戦！ 「知ろう！考えよう！親子で学ぶ、食品中の放射性物質」	消費者庁、厚生労働省、農林水産省	一般消費者
7/25	宮崎県	地方共催意見交換会 「最近の食品衛生について考える～改正食品衛生法のポイントと鶏肉による食中毒～」	宮崎市	食品衛生指導員
8/1	東京都	夏休み2019 宿題・自由研究大作戦！ 「知ろう！考えよう！親子で学ぶ、食品中の放射性物質」	消費者庁、厚生労働省、農林水産省	一般消費者
8/6	愛媛県	地方共催意見交換会 「ストップ！カンピロバクター食中毒！」	松山市	学校教育関係者
8/10	宮城県	夏休み2019 宿題・自由研究大作戦！ 「知ろう！考えよう！親子で学ぶ、食品中の放射性物質」	消費者庁、厚生労働省、農林水産省	一般消費者
8/8	東京都	こども霞が関見学デー	消費者庁	一般消費者
8/19	沖縄県	地方共催意見交換会 「食品を科学し、正しい食品衛生知識を習得する」	那覇市	食品事業者
8/22	大阪府	地方共催意見交換会 「生産から消費まで、皆で考える食中毒予防」(特に大阪で1番多いカンピロバクター食中毒を中心に)	大阪府	学校教育関係者
8/23	和歌山県	地方共催意見交換会 「食の安全意見交換会～食中毒から子供を守ろう～」	和歌山県	学校教育関係者
8/29	愛知県	地方共催意見交換会 「良いもの？悪いもの？カフェインについて考える」	名古屋市	教職を目指す学生

(2) 講師派遣 (全2回、うち委員1回)

開催日	開催地	講演会名	依頼者	対象者
7/17	東京都	第55回全国食肉衛生検査所協議会 記念大会 (記念式典) (テーマ: 食品安全委員会におけ る微生物関連のリスク評価) * 山本委員	全国食肉衛生検査所 協議会 (さいたま市 食肉衛生検査所)	自治体職員
8/5	愛知県	食品衛生月間特別講演会 (テーマ: 食中毒を考えよう! 食 べ物にある危険から自分の身を守 るために)	岡崎市	一般消費者

※講座については開催なし。

#### 4. 情報提供

##### (1) Facebook、ブログ

健康に被害を及ぼすおそれのある案件、国民の関心が高い案件についての機動的な情報提供。

■7月：16 記事

閲覧数（Facebook）約47,600件/月、（ブログ）約1,600件/月

投稿日	記事内容
1	講座「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」を鹿児島、福岡で開催しました
4	メルマガ【読み物版】生活の中の食品安全－食品の安全性は量の問題－その1
9	第14回食育推進全国大会へのブース出展をしました
10	「夏休み2019 宿題・自由研究大作戦！」イベントについて 家庭や学校で栽培したジャガイモによる食中毒に注意！
12	【お母さんになるあなたへ】葉酸の摂取について 【アンケート調査結果公表】食品の安全性に関する不安について
16	【KID'S BOX（子どもと学ぶ食品安全）】ペットボトル飲料の飲み方に気をつけよう
18	簡単に特定の成分が摂れるのは良いこと？ ～いわゆる「健康食品」19のメッセージ～
22	知って防ごう！腸管出血性大腸菌（O157など）による食中毒（第1回 食中毒の発生件数、症状）
23	【キッズボックス】食べ物の安全は量の問題（2019年7月号） 足りている？足りていない？ビタミン、ミネラル～いわゆる「健康食品」19のメッセージ～
25	【カフェインを知ろう】カフェインを含む飲料
26	宮崎市食品衛生指導員を対象とした意見交換会を開催しました
29	メルマガ【読み物版】生活の中の食品安全－食品の安全性は量の問題－その2
31	【編集後記（文月）】国際協調の推進

■8月：17 記事

閲覧数（Facebook）約38,000件/月、（ブログ）約1,500件/月

投稿日	記事内容
1	知って防ごう！腸管出血性大腸菌（0157など）（第2回：細菌の特徴）
5	知って防ごう！腸管出血性大腸菌（0157など）による食中毒（第3回：原因食品）
8	食品安全委員会は、地方公共団体と意見交換会を共催しています
9	【お母さんになるあなたへ】アルコール飲料の摂取について 「こども霞が関見学デー」の取組をしました
19	知って防ごう！腸管出血性大腸菌（0157など）食中毒による（第4回：予防法）
20	鶏肉等が原因の「カンピロバクター食中毒」にご注意
21	食品安全委員会は、地方公共団体と意見交換会を共催しています
22	【カフェインを知ろう】カフェインが体の中で働くしくみ
27	食品安全モニターからの報告を公表しました 食品安全委員会ウェブサイトにおけるトップページのレイアウト変更について（事前のお知らせ）
29	ビタミンの性質について 食品安全委員会は、地方公共団体と意見交換会を共催しています
30	食品安全委員会は、地方公共団体と意見交換会を共催しています 【食中毒予防】生肉は洗わない 大学生とカフェインについての意見交換会を開催しました ～『本当に必要？そのカフェリ』～ 【編集後記（葉月）】自治体と作る意見交換会

■9月：13 記事

閲覧数：(Facebook) 約28,500件/月、(ブログ) 約1,300件/月

投稿日	記事内容
2	食品安全委員会ウェブサイトにおけるトップページのレイアウト変更について (お知らせ)
6	知って防ごう！毒キノコによる食中毒 (第1回 食中毒の発生状況)
10	ノロウイルス解説「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」開催のお知らせ
11	知って防ごう！毒キノコによる食中毒 (第2回 食中毒を起こすキノコ)
12	【お母さんになるあなたへ】乳児ボツリヌス症について
17	山口県の消費者団体と意見交換会を行いました
19	【お知らせ】令和2年度食品健康影響評価技術研究課題を公募します
20	申込み締切り (東京会場) のお知らせ「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」
	【KID'S BOX 子どもと学ぶ食品安全】野生キノコは食べないで
24	メルマガ【読み物版】生活の中の食品安全－食中毒に気をつけよう－その1
27	サプリメントの品質は医薬品と同等ですか？～「健康食品」19のメッセージ～
	メルマガ【読み物版】生活の中の食品安全－食中毒に気をつけよう－その2
30	【編集後記 (長月)】海外情報の提供

(2) メールマガジン【読物版】(約1万人に配信)

実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供

配信月	記事内容
7	食品の安全性は量の問題－その2
9	食中毒に気をつけよう－その1
9	食中毒に気をつけよう－その2